

新潟県警察情報管理システムによる生活安全許認可業務管理システム運用要綱の制定について（例規通達）

平成25年 7 月 25 日

本部（生企）第33号

〔沿革〕 平成26年 2 月本部（情管）第12号、28年 3 月本部（警務）第11号、6 月本部（生企）第24号、29年 5 月本部（情管）第20号、12月第51号、30年 3 月本部（警務）第13号、令和元年11月本部（情管）第35号、3 年 3 月本部（警務）第17号、5 年 3 月本部（情管）第16号、12月第58号、8 年 3 月本部（警務）第17号改正

新潟県警察情報管理システムによる生活安全許認可業務管理システム運用要綱を別添のとおり制定し、平成25年 8 月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

新潟県警察情報管理システムによる生活安全許認可業務管理システム運用要綱

1 趣旨

この要綱は、新潟県警察情報管理システムによる生活安全許認可業務管理システム（以下「管理システム」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 申請 公安委員会の許可、認可、免許その他自己に対し何らかの利益を付与する処分（生活安全企画課の所管に属するものに限る。以下「許認可」という。）を求める申請及び届出をいう。
- (2) 質疑相談 質疑及び相談並びにこれらに対する回答をいう。

3 管理システムの概要

管理システムとは、許認可事務の適正な取扱いを図るため、新潟県警察情報管理システムを用いて許認可に関する情報を一元的に管理するシステムをいう。

4 登録対象情報

管理システムに登録する情報は、次に掲げる許認可に係る申請及び質疑相談に関する情報とする。

- (1) 警備業に関する許認可
- (2) 風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業及び深夜酒類提供飲食店営業に関する許認可
- (3) 質屋営業に関する許認可
- (4) 古物営業に関する許認可
- (5) 探偵業に関する許認可
- (6) 銃砲刀剣類に関する許認可
- (7) 火薬類に関する許認可

5 運用管理体制

(1) 運用主管課長

- ア 県本部に運用主管課長を置き、生活安全企画課長をもって充てる。
- イ 運用主管課長は、管理システムの企画、指導及び調整を行うものとする。

(2) 運用管理者

- ア 管理システムを運用する所属に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。
- イ 運用管理者は、管理システムの運用に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事務を処理するものとする。

(3) 運用管理補助者

運用管理者を補助するため、運用管理補助者を置き、生活安全企画課にあっては許認可管理を担当する課長補佐を、署にあっては生活安全課長又は刑事生活安全課長をもって充てる。

(4) 運用担当者

- ア 運用管理者は、管理システムの適正な運用を図るため、生活安全企画課にあっては許認可管理係及び指導係の職員を、署にあっては生活安全課又は刑事生活安全課の許認可業務に従事する職員を運用担当者に指定するものとする。
- イ 運用担当者は、登録対象情報の正確な登録等管理システムの適正な運用に努めるものとする。

6 登録、検索等の手順

(1) 登録

ア 申請受理登録

運用管理者は、登録対象情報に該当する申請を受理したときは、運用担当者に管理システムへの申請受理登録を行わせるものとする。

イ 審査管理登録

運用管理者は、登録対象情報に該当する申請の審査及び処分の都度、運用担当者に管理システムへの審査管理登録を行わせるものとする。

ウ 質疑相談登録

運用管理者は、登録対象情報に該当する質疑相談があったときは、運用担当者に管理システムへの質疑相談登録を行わせるものとする。

(2) 検索

運用管理者は、登録対象情報を運用担当者に検索させることができる。

(3) その他

- ア 運用管理者は、管理システムに登録した情報を修正する必要がある場合は、運用主管課長と協議するものとする。
- イ 運用主管課長は、協議の結果、管理システムに登録した情報を修正するときは、生活安全企画課の運用担当者に情報の修正を行わせるものとする。

7 業務管理

運用管理者及び運用管理補助者は、管理システムに登録された情報により申請の状況及び質疑相談の状況を把握し、適切な許認可業務が推進されるよう業務管理するものとする。

8 安全の確保

管理システムにおける個人情報その他の情報の取扱いについては、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年本部訓令第6号）及びこれに基づいて定められた情報セキュリティに関する事項により、その安全を確保しなければならない。

9 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、管理システムの運用について必要な事項は、運用主管課長が別に定めるものとする。